

# 第17回 浦幌町農業委員会総会議事録

平成30年12月21日 開会

平成30年12月21日 閉会

浦幌町農業委員会

平成30年12月21日 第17回浦幌町農業委員会総会を浦幌町役場3階大会議室にて招集

開会 午後2時00分

閉会 午後3時25分

1 出席委員

1番 伊藤光一	2番 小野木 淳	3番 香川 由
4番 石塚健一	5番 福田和己	6番 大坂 有
7番 山村幹次	8番 廣富一豊	9番 高木政志
10番 木南和徳	11番 森 秀幸	12番 石森正浩
13番 小川博幸		

2 欠席委員

なし

3 議事に参与するもの

事務局長 佐藤 勇 人  
農地係長 小川 裕 之  
主 事 河 上 彰

○議事日程

- 日程第 1 会期の決定について  
日程第 2 議事録署名委員の指名について  
日程第 3 諸般の報告について  
日程第 4 議案第1号 農地法第18条第6項の規定に係る合意解約通知の成立状況の確認  
について  
日程第 5 議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について  
日程第 6 議案第3号 農業振興地域整備計画変更申請に係る意見書の提出について  
日程第 7 議案第4号 農用地利用集積計画の作成の要請について

4 議事内容 午後2時00分開会

○佐藤事務局長 皆さん、こんにちは。本日は、お忙しい中ご出席をいただきましてありがとうございます。それでは農業委員会会議規則第4条の規定により、総会の議長は会長が務めることになっておりますので、これからの議事進行につきましては小川会長をお願いいたします。

●開会の宣告

○小川議長 只今の出席委員は、13名です。定足数に達しておりますので、ただいまから第17回浦幌町農業委員会総会を開会いたします。これより議事に入ります。

●日程第1 会期の決定について

○小川議長 日程第1、「会期の決定」を議題といたします。お諮りをいたします。本総会の会期は、本日1日にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○小川議長 異議なしと認めます。よって本総会の会期は、本日1日と決定いたしました。

●日程第2 議事録署名委員の指名について

○小川議長 次に日程第2、「議事録署名委員の指名について」は、農業委員会会議規則第12条第2項の規定により、議席番号9番高木委員、10番木南委員を指名いたしますのでよろしくお願いたします。

●日程第3 諸般の報告について

○小川議長 次に日程第3、「諸般の報告」について、事務局長より報告をお願いいたします。

○佐藤事務局長 諸般の報告、朗読説明。

○小川議長 報告が終わりました。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●日程第4 議案第1号 農地法第18条第6項の規定に係る合意解約通知の成立状況の確認について

○小川議長 質疑が無いようですので、次に日程第4、議案第1号「農地法第18条第6項の規定に係る合意解約通知の成立状況の確認について」を議題といたします。初めに番号1番から8番について審議いたしますが、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定による議事参与の制限により議席番号11番、森委員の退席を求めます。審議終了後に入室、着席していただきます。ここで暫時休憩いたします。

(森委員退席)

○小川議長 それでは、休憩を解き会議を開きます。事務局より説明をお願いいたします。

○小川議長 議案書2ページをご覧ください。議案第1号。農地法第18条第6項の規定に係る合意解約通知の成立状況の確認について。このことについて、下記のとおり農地の賃貸借契約の解約通知があったので審議されたい。平成30年12月21日提出。浦幌町農業委員会会長。解約通知があったのは、下記の21件であります。

議案書3ページをご覧ください。賃貸人は、貴老路に住所を有する方。賃借人は、貴老路に住所を有する方です。土地の表示等につきましては記載のとおりであります。この農地につきましては、農業経営基盤強化促進法に基づき、平成23年3月1日に賃貸借されましたが、平成30年11月20日に当人同士から農業委員会へ農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約通知があったものです。経営移譲するための解約であります。

議案書4ページをご覧ください。賃貸人は、札幌市に住所を有する方。賃借人は、貴老路に住所を有する方です。土地の表示等につきましては記載のとおりであります。この農地につきましては、農地法第3条第1項の規定に基づき、平成22年4月1日に賃貸借されましたが、平成

30年11月20日に当人同士から農業委員会へ農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約通知があったものです。経営移譲するための解約であります。

議案書5ページをご覧ください。賃貸人は、幕別町に住所を有する方。賃借人は、貴老路に住所を有する方です。土地の表示等につきましては記載のとおりであります。この農地につきましては、農業経営基盤強化促進法の規定に基づき、平成22年10月1日に賃貸借されましたが、平成30年11月20日に当人同士から農業委員会へ農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約通知があったものです。経営移譲するための解約であります。

議案書6ページをご覧ください。賃貸人は、相川に住所を有する方。賃借人は、貴老路に住所を有する方です。土地の表示等につきましては記載のとおりであります。この農地につきましては、農業経営基盤強化促進法の規定に基づき、平成25年12月25日に賃貸借されましたが、平成30年11月20日に当人同士から農業委員会へ農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約通知があったものです。経営移譲するための解約であります。

議案書7ページをご覧ください。賃貸人は、帯広市に住所を有する方。賃借人は、貴老路に住所を有する方です。土地の表示等につきましては記載のとおりであります。この農地につきましては、農業経営基盤強化促進法の規定に基づき、平成25年12月25日に賃貸借されましたが、平成30年11月20日に当人同士から農業委員会へ農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約通知があったものです。経営移譲するための解約であります。

議案書8ページをご覧ください。賃貸人は、本別町に住所を有する方。賃借人は、貴老路に住所を有する方です。土地の表示等につきましては記載のとおりであります。この農地につきましては、農業経営基盤強化促進法の規定に基づき、平成25年12月25日に賃貸借されましたが、平成30年11月20日に当人同士から農業委員会へ農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約通知があったものです。経営移譲するための解約であります。

議案書9ページをご覧ください。賃貸人は、恩根内に住所を有する方。賃借人は、貴老路に住所を有する方です。土地の表示等につきましては記載のとおりであります。この農地につきましては、農地法第3条第1項の規定に基づき、平成28年3月25日に賃貸借されましたが、平成30年11月20日に当人同士から農業委員会へ農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約通知があったものです。経営移譲するための解約であります。

議案書10ページをご覧ください。賃貸人は、帯広市に住所を有する方。賃借人は、貴老路に住所を有する方です。土地の表示等につきましては記載のとおりであります。この農地につきましては、農地法第3条第1項の規定に基づき、平成28年3月25日に賃貸借されましたが、平成30年11月20日に当人同士から農業委員会へ農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約通知があったものです。経営移譲するための解約であります。

なお、本件につきましては、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされておりますので、賃貸借の解約が成立していると考えられます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上でございます。

○小川議長 説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 よろしいですか。それでは議案第1号の番号1番から8番を採決いたします。本案

を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第1号の番号1番から8番は、原案のとおり決定いたしました。ここで議席番号11番、森委員の退席を解きます。暫時休憩いたします。

(森委員着席)

○小川議長 それでは、休憩を解き会議を開きます。事務局長よりただ今の議決結果について報告してください。

○佐藤事務局長 議案第1号の番号1番から8番につきましては、原案のとおり決定いたしましたので、ご報告させていただきます。

○小川議長 それでは、次に番号9番から21番について審議いたします。事務局より説明をお願いいたします。

○小川係長 議案書11ページをご覧ください。賃貸人は、本別町に住所を有する方。賃借人は、川流布に住所を有する方です。土地の表示等につきましては記載のとおりであります。この農地につきましては、農業経営基盤強化促進法の規定に基づき、平成25年12月25日に賃貸借されましたが、平成30年11月29日に当人同士から農業委員会へ農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約通知があったものです。借主の都合による解約であります。

議案書12ページをご覧ください。賃貸人は、帯広市に住所を有する方。賃借人は、川流布に住所を有する方です。土地の表示等につきましては記載のとおりであります。この農地につきましては、農業経営基盤強化促進法の規定に基づき、平成25年12月25日に賃貸借されましたが、平成30年11月29日に当人同士から農業委員会へ農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約通知があったものです。借主の都合による解約であります。

議案書13ページをご覧ください。賃貸人は、川流布に住所を有する方。賃借人は、川流布に住所を有する方です。土地の表示等につきましては記載のとおりであります。この農地につきましては、農地法第3条第1項の規定に基づき、平成11年4月1日に賃貸借されましたが、平成30年11月29日に当人同士から農業委員会へ農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約通知があったものです。借主の都合による解約であります。

議案書14ページをご覧ください。賃貸人は、本別町に住所を有する方。賃借人は、川流布に住所を有する方です。土地の表示等につきましては記載のとおりであります。この農地につきましては、農業経営基盤強化促進法の規定に基づき、平成25年12月25日に賃貸借されましたが、平成30年11月29日に当人同士から農業委員会へ農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約通知があったものです。借主の都合による解約であります。

議案書15ページをご覧ください。賃貸人は、帯広市に住所を有する方。賃借人は、川流布に住所を有する方です。土地の表示等につきましては記載のとおりであります。この農地につきましては、農業経営基盤強化促進法の規定に基づき、平成28年12月1日に賃貸借されましたが、平成30年11月29日に当人同士から農業委員会へ農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約通知があったものです。借主の都合による解約であります。

議案書16ページをご覧ください。賃貸人は、寿町に住所を有する方。賃借人は、円山に住所を有する方です。土地の表示等につきましては記載のとおりであります。この農地につきましては、農地法第3条第1項の規定に基づき、平成19年2月1日に賃貸借されましたが、平成30年11月20日に当人同士から農業委員会へ農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約通知があったものです。経営移譲するための解約であります。

議案書17ページをご覧ください。賃貸人は、円山に住所を有する方。賃借人は、円山に住所を有する方です。土地の表示等につきましては記載のとおりであります。この農地につきましては、農業経営基盤強化促進法の規定に基づき、平成24年3月1日に賃貸借されましたが、平成30年11月20日に当人同士から農業委員会へ農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約通知があったものです。経営移譲するための解約であります。

議案書18ページをご覧ください。賃貸人は、住吉町に住所を有する方。賃借人は、円山に住所を有する方です。土地の表示等につきましては記載のとおりであります。この農地につきましては、農業経営基盤強化促進法の規定に基づき、平成25年2月1日に賃貸借されましたが、平成30年11月20日に当人同士から農業委員会へ農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約通知があったものです。経営移譲するための解約であります。

議案書19ページをご覧ください。賃貸人は、万年に住所を有する方。賃借人は、千才町に住所を有する方です。土地の表示等につきましては記載のとおりであります。この農地につきましては、農地法第3条第1項の規定に基づき、平成24年6月1日に賃貸借されましたが、平成30年11月14日に当人同士から農業委員会へ農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約通知があったものです。経営移譲するための解約であります。

議案書20ページをご覧ください。賃貸人は、士幌町に住所を有する方。賃借人は、千才町に住所を有する方です。土地の表示等につきましては記載のとおりであります。この農地につきましては、農業経営基盤強化促進法の規定に基づき、平成28年2月1日に賃貸借されましたが、平成30年11月14日に当人同士から農業委員会へ農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約通知があったものです。経営移譲するための解約であります。

議案書21ページをご覧ください。賃貸人は、万年に住所を有する方。賃借人は、千才町に住所を有する方です。土地の表示等につきましては記載のとおりであります。この農地につきましては、農地法第3条第1項の規定に基づき、平成24年6月1日に賃貸借されましたが、平成30年11月14日に当人同士から農業委員会へ農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約通知があったものです。経営移譲するための解約であります。

議案書22ページをご覧ください。賃貸人は、帯広市に住所を有する方。賃借人は、千才町に住所を有する方です。土地の表示等につきましては記載のとおりであります。この農地につきましては、農業経営基盤強化促進法の規定に基づき、平成24年4月25日に賃貸借されましたが、平成30年11月14日に当人同士から農業委員会へ農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約通知があったものです。経営移譲するための解約であります。

議案書23ページをご覧ください。賃貸人は、帯広市に住所を有する方。賃借人は、南町に住所を有する法人です。土地の表示等につきましては記載のとおりであります。この農地につきましては、農地法第3条第1項の規定に基づき、平成26年6月2日に賃貸借されましたが、平成

30年11月30日に当人同士から農業委員会へ農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約通知があったものです。借主の都合による解約であります。

なお、本件につきましては、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされておりますので、賃貸借の解約が成立していると考えられます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上でございます。

○小川議長 説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 よろしいですか。それでは議案第1号の番号9番から21番を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第1号の番号9番から21番は、原案のとおり決定いたしました。

●日程第5 議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

○小川議長 次に日程第5、議案第2号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。本案件につきましては、売買1件の所有権移転案件と、賃貸借22件、使用貸借3件の利用権設定案件であります。所有権移転案件と利用権設定案件に分けて審議いたします。それでは、初めに所有権移転案件、番号20番について審議いたします。事務局より説明をお願いいたします。

○小川係長 議案書24ページをご覧ください。議案第2号。農地法第3条第1項の規定による許可申請について。このことについて、下記の者より申請があったので審議されたい。平成30年12月21日提出。浦幌町農業委員会会長。申請があったのは、下記の売買案件1件、賃貸借案件22件、使用貸借案件3件でございます。

番号20番、譲渡人は、吉野に住所を有する方、譲受人は、新町に住所を有する法人です。土地の表示は記載のとおりであります。地目は、現況牧場、面積は、79,111平方メートルです。契約の種類は売買、価格及び経営の内容は、記載のとおりであります。権利の設定の理由としましては、譲渡人は、譲受人の希望により農地を売買する。譲受人は、規模拡大により経営の安定を図るものであります。

なお、本件につきましては、農地法第3条第2項の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件などの不許可条項に該当しておらず、許可要件の全てを満たしていると考えております。議案書33ページに3条番号20の位置図を添付しておりますのでご覧ください、ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上でございます。

○小川議長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員の大坂委員より現地調査報告並びに補足説明をお願いいたします。

○大坂委員 番号20番につきましては、只今事務局の説明のとおり、規模拡大による経営の安定を図るための農地を買い受ける内容であります。12月13日現地を確認したところ、農地法第3条第2項の許可をしない要件に該当しておらず、許可の要件は全て満たしていることを報告いたします。以上です。

○小川議長 ありがとうございます。ただいま説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。  
(「ありません」の声あり)

○小川議長 よろしいですか。それでは議案第2号の番号20番を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。  
(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第2号の番号20番は、原案のとおり決定いたしました。

それでは、次に利用権設定案件、番号21番から45番について審議いたします。初めに番号21番から28番、及び43番について審議いたしますが、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定による議事参与の制限により議席番号11番、森委員の退席を求めます。審議終了後に入室、着席していただきます。ここで暫時休憩いたします。

(森委員退席)

○小川議長 それでは、休憩を解き会議を開きます。事務局より説明をお願いいたします。

○小川係長 議案書24ページをご覧ください。番号21番、貸主は、貴老路に住所を有する方、借主は、貴老路に住所を有する方です。土地の表示は記載のとおりであります。地目は、現況畑、面積は、3筆合わせまして14,008平方メートル、実耕作面積は、11,500平方メートルです。契約の種類は賃貸借、価格は、記載のとおりであります。契約期間は、平成30年12月25日から平成33年11月30日までの3年間です。経営の内容は、記載のとおりであります。権利の設定の理由としましては、貸主は、農地を返還されたため新たに貸し付ける。借主は、農業者年金基金法に定める経営移譲、継承を受けるため新たに賃貸借を締結するものであります。

番号22番、貸主は、札幌市に住所を有する方、借主は、貴老路に住所を有する方です。土地の表示は記載のとおりであります。地目は、現況畑、面積は、2,863平方メートルです。契約の種類は賃貸借、価格は、記載のとおりであります。契約期間は、平成30年12月25日から平成41年3月31日までの10年間です。経営の内容は、記載のとおりであります。権利の設定の理由としましては、貸主は、農地を返還されたため新たに貸し付ける。借主は、農業者年金基金法に定める経営移譲、継承を受けるため新たに賃貸借を締結するものであります。

議案書25ページをご覧ください。番号23番、貸主は、幕別町に住所を有する方、借主は、貴老路に住所を有する方です。土地の表示は記載のとおりであります。地目は、現況畑、面積は、2筆合わせまして、38,524平方メートルです。契約の種類は賃貸借、価格は、記載のとおりであります。契約期間は、平成30年12月25日から平成40年11月30日までの10年間です。経営の内容は、記載のとおりであります。権利の設定の理由としましては、貸主は、農地を返還されたため新たに貸し付ける。借主は、農業者年金基金法に定める経営移譲、継承を受けるため新たに賃貸借を締結するものであります。

番号24番、貸主は、相川に住所を有する方、借主は、貴老路に住所を有する方です。土地の表示は記載のとおりであります。地目は、現況畑、面積は、5筆合わせまして、28,514平方メートルです。契約の種類は賃貸借、価格は、記載のとおりであります。契約期間は、平成30年12月25日から平成36年11月30日までの6年間です。経営の内容は、記載のとおりで



あります。権利の設定の理由としましては、貸主は、農地を返還されたため新たに貸し付ける。借主は、農業者年金基金法に定める経営移譲、継承を受けるため新たに賃貸借を締結するものがあります。

番号25番、貸主は、帯広市に住所を有する方、借主は、貴老路に住所を有する方です。土地の表示は記載のとおりであります。地目は、現況畑、面積は、2,376平方メートルです。契約の種類は賃貸借、価格は、記載のとおりであります。契約期間は、平成30年12月25日から平成36年11月30日までの6年間です。経営の内容は、記載のとおりであります。権利の設定の理由としましては、貸主は、農地を返還されたため新たに貸し付ける。借主は、農業者年金基金法に定める経営移譲、継承を受けるため新たに賃貸借を締結するものがあります。

番号26番、貸主は、本別町に住所を有する方、借主は、貴老路に住所を有する方です。土地の表示は記載のとおりであります。地目は、現況畑、面積は、1,500平方メートルです。契約の種類は賃貸借、価格は、記載のとおりであります。契約期間は、平成30年12月25日から平成36年11月30日までの6年間です。経営の内容は、記載のとおりであります。権利の設定の理由としましては、貸主は、農地を返還されたため新たに貸し付ける。借主は、農業者年金基金法に定める経営移譲、継承を受けるため新たに賃貸借を締結するものがあります。

議案書26ページをご覧ください。番号27番、貸主は、恩根内に住所を有する方、借主は、貴老路に住所を有する方です。土地の表示は記載のとおりであります。地目は、現況畑、面積は、2筆合わせまして、1,435平方メートルです。契約の種類は賃貸借、価格は、記載のとおりであります。契約期間は、平成30年12月25日から平成38年3月31日までの7年間です。経営の内容は、記載のとおりであります。権利の設定の理由としましては、貸主は、農地を返還されたため新たに貸し付ける。借主は、農業者年金基金法に定める経営移譲、継承を受けるため新たに賃貸借を締結するものがあります。

番号28番、貸主は、帯広市に住所を有する方、借主は、貴老路に住所を有する方です。土地の表示は記載のとおりであります。地目は、現況畑、面積は、2筆合わせまして、1,631平方メートルです。契約の種類は賃貸借、価格は、記載のとおりであります。契約期間は、平成30年12月25日から平成38年3月31日までの7年間です。経営の内容は、記載のとおりであります。権利の設定の理由としましては、貸主は、農地を返還されたため新たに貸し付ける。借主は、農業者年金基金法に定める経営移譲、継承を受けるため新たに賃貸借を締結するものがあります。

議案書30ページをご覧ください。番号43番、貸主は、貴老路に住所を有する方、借主は、貴老路に住所を有する方です。土地の表示は記載のとおりであります。地目は、現況畑、面積は、38筆合わせまして、306,129平方メートルです。契約の種類は使用貸借で価格は発生しません。契約期間は、平成30年12月25日から平成41年11月30日までの10年間です。経営の内容は、記載のとおりであります。権利の設定の理由としましては、貸主は、農業者年金基金法に定める経営移譲及び経営継承を行うため、息子と使用貸借を締結する。借主は、上記理由により、申請地を借り受けるものがあります。

なお、本件につきましては、農地法第3条第2項の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件などの不許可条項に該当しておらず、許可要件の全てを満たし

ていると考えております。議案書34ページから41ページに3条番号21から28までの位置図を、議案書56ページから58ページに3条番号43の位置図を添付しておりますのでご覧いただき、ご審議のほどよろしくお願いたします。以上でございます。

○小川議長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員長の木南委員長より現地調査報告並びに補足説明をお願いいたします。

○木南委員長 番号21番から28番及び43番につきましては、只今事務局の説明のとおり、農業者年金基金法に定める経営移譲及び経営継承を受けるため新たに賃貸借及び使用貸借を締結する内容であります。12月6日現地を確認したところ、農地法第3条第2項の許可をしない要件に該当しておらず、許可の要件は全て満たしていることを報告いたします。以上です。

○小川議長 ありがとうございます。ただいま説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 よろしいですか。それでは議案第2号の番号21番から28番、及び43番を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第2号の番号21番から28番、及び43番は、原案のとおり決定いたしました。ここで議席番号11番、森委員の退席を解きます。暫時休憩いたします。

(森委員着席)

○小川議長 それでは、休憩を解き会議を開きます。事務局長よりただ今の議決結果について報告してください。

○佐藤事務局長 議案第2号の番号21番から28番、及び43番につきましては、原案のとおり決定いたしましたので、ご報告させていただきます。

○小川議長 それでは、次に番号29番から42番、及び44番、45番について審議いたします。事務局より説明をお願いいたします。

○小川係長 議案書26ページをご覧ください。番号29番、貸主は、本別町に住所を有する方、借主は、川流布に住所を有する法人です。土地の表示は記載のとおりであります。地目は、現況畑、面積は、3筆合わせまして、18,454平方メートルです。契約の種類は賃貸借、価格は、記載のとおりであります。契約期間は、平成31年1月1日から平成40年12月31日までの10年間です。経営の内容は、記載のとおりであります。権利の設定の理由としましては、貸主は、下記理由により、賃貸借を締結する。借主は、法人設立のため、賃貸借を締結するものであります。

番号30番、貸主は、帯広市に住所を有する方、借主は、川流布に住所を有する法人です。土地の表示は記載のとおりであります。地目は、現況畑、面積は、3筆合わせまして、30,017平方メートル、実耕作面積は、20,000平方メートルです。契約の種類は賃貸借、価格は、記載のとおりであります。契約期間は、平成31年1月1日から平成40年12月31日までの10年間です。経営の内容は、記載のとおりであります。権利の設定の理由としましては、貸主

は、下記理由により、賃貸借を締結する。借主は、法人設立のため、賃貸借を締結するものであります。

議案書27ページをご覧ください。番号31番、貸主は、川流布に住所を有する方、借主は、川流布に住所を有する法人です。土地の表示は記載のとおりであります。地目は、現況畑、面積は、13,818平方メートルです。契約の種類は賃貸借、価格は、記載のとおりであります。契約期間は、平成31年1月1日から平成40年12月31日までの10年間です。経営の内容は、記載のとおりであります。権利の設定の理由としましては、貸主は、下記理由により、賃貸借を締結する。借主は、法人設立のため、賃貸借を締結するものであります。

番号32番、貸主は、本別町に住所を有する方、借主は、川流布に住所を有する法人です。土地の表示は記載のとおりであります。地目は、現況畑、面積は、4,314平方メートルです。契約の種類は賃貸借、価格は、記載のとおりであります。契約期間は、平成31年1月1日から平成40年12月31日までの10年間です。経営の内容は、記載のとおりであります。権利の設定の理由としましては、貸主は、下記理由により、賃貸借を締結する。借主は、法人設立のため、賃貸借を締結するものであります。

番号33番、貸主は、川流布に住所を有する方、借主は、川流布に住所を有する法人です。土地の表示は記載のとおりであります。地目は、現況畑、面積は、7,500平方メートルです。契約の種類は賃貸借、価格は、記載のとおりであります。契約期間は、平成31年1月1日から平成40年12月31日までの10年間です。経営の内容は、記載のとおりであります。権利の設定の理由としましては、貸主は、下記理由により、賃貸借を締結する。借主は、法人設立のため、賃貸借を締結するものであります。

番号34番、貸主は、帯広市に住所を有する方、借主は、川流布に住所を有する法人です。土地の表示は記載のとおりであります。地目は、現況畑、面積は、5筆合わせまして、37,485平方メートル、実耕作面積は、27,000平方メートルです。契約の種類は賃貸借、価格は、記載のとおりであります。契約期間は、平成31年1月1日から平成40年12月31日までの10年間です。経営の内容は、記載のとおりであります。権利の設定の理由としましては、貸主は、下記理由により、賃貸借を締結する。借主は、法人設立のため、賃貸借を締結するものであります。

議案書28ページをご覧ください。番号35番、貸主は、寿町に住所を有する方、借主は、円山に住所を有する方です。土地の表示は記載のとおりであります。地目は、現況畑、面積は、6筆合わせまして、37,833平方メートルです。契約の種類は賃貸借、価格は、記載のとおりであります。契約期間は、平成30年12月25日から平成39年11月30日までの9年間です。経営の内容は、記載のとおりであります。権利の設定の理由としましては、貸主は、農地を返還されたため新たに貸し付ける。借主は、農業者年金基金法に定める経営移譲、継承を受けるため新たに賃貸借を締結するものであります。

番号36番、貸主は、円山に住所を有する方、借主は、円山に住所を有する方です。土地の表示は記載のとおりであります。地目は、現況畑、面積は、7筆合わせまして、70,231平方メートルです。契約の種類は賃貸借、価格は、記載のとおりであります。契約期間は、平成30年12月25日から平成35年11月30日までの5年間です。経営の内容は、記載のとおりであ

ります。権利の設定の理由としましては、貸主は、農地を返還されたため新たに貸し付ける。借主は、農業者年金基金法に定める経営移譲、継承を受けるため新たに賃貸借を締結するものであります。

番号37番、貸主は、住吉町に住所を有する方、借主は、円山に住所を有する方です。土地の表示は記載のとおりであります。地目は、現況畑、面積は、2筆合わせまして、17,151平方メートル、実耕作面積は14,000平方メートルです。契約の種類は賃貸借、価格は、記載のとおりであります。契約期間は、平成30年12月25日から平成35年11月30日までの5年間です。経営の内容は、記載のとおりであります。権利の設定の理由としましては、貸主は、農地を返還されたため新たに貸し付ける。借主は、農業者年金基金法に定める経営移譲、継承を受けるため新たに賃貸借を締結するものであります。

番号38番、貸主は、万年に住所を有する方、借主は、千才町に住所を有する方です。土地の表示は記載のとおりであります。地目は、現況畑、面積は、14,485平方メートルです。契約の種類は賃貸借、価格は、記載のとおりであります。契約期間は、平成30年12月25日から平成33年11月30日までの3年間です。経営の内容は、記載のとおりであります。権利の設定の理由としましては、貸主は、農地を返還されたため新たに貸し付ける。借主は、農業者年金基金法に定める経営移譲、継承を受けるため新たに賃貸借を締結するものであります。

議案書29ページをご覧ください。番号39番、貸主は、士幌町に住所を有する方、借主は、千才町に住所を有する方です。土地の表示は記載のとおりであります。地目は、現況畑、面積は、29,693平方メートルです。契約の種類は賃貸借、価格は、記載のとおりであります。契約期間は、平成30年12月25日から平成31年11月30日までの1年間です。経営の内容は、記載のとおりであります。権利の設定の理由としましては、貸主は、農地を返還されたため新たに貸し付ける。借主は、農業者年金基金法に定める経営移譲、継承を受けるため新たに賃貸借を締結するものであります。

番号40番、貸主は、万年に住所を有する方、借主は、千才町に住所を有する方です。土地の表示は記載のとおりであります。地目は、現況畑、面積は、33,992平方メートルです。契約の種類は賃貸借、価格は、記載のとおりであります。契約期間は、平成30年12月25日から平成33年11月30日までの3年間です。経営の内容は、記載のとおりであります。権利の設定の理由としましては、貸主は、農地を返還されたため新たに貸し付ける。借主は、農業者年金基金法に定める経営移譲、継承を受けるため新たに賃貸借を締結するものであります。

番号41番、貸主は、帯広市に住所を有する方、借主は、千才町に住所を有する方です。土地の表示は記載のとおりであります。地目は、現況畑、面積は、2筆合わせまして、36,916平方メートルです。契約の種類は賃貸借、価格は、記載のとおりであります。契約期間は、平成30年12月25日から平成34年11月30日までの4年間です。経営の内容は、記載のとおりであります。権利の設定の理由としましては、貸主は、農地を返還されたため新たに貸し付ける。借主は、農業者年金基金法に定める経営移譲、継承を受けるため新たに賃貸借を締結するものであります。

番号42番、貸主は、札幌市に住所を有する方、借主は、釧路市に住所を有する法人です。土地の表示は記載のとおりであります。地目は、現況畑、面積は、23,380平方メートルです。

契約の種類は賃貸借、価格は、記載のとおりであります。契約期間は、平成30年12月25日から平成33年11月30日までの3年間です。経営の内容は、記載のとおりであります。権利の設定の理由としましては、貸主は、相続した農地を農業者に貸し付ける。借主は、経営規模の拡大のため、賃貸人より農地を借り受けるものであります。

議案書31ページをご覧ください。番号44番、貸主は、円山に住所を有する方、借主は、円山に住所を有する方です。土地の表示は記載のとおりであります。地目は、現況畑及び牧場、面積は、36筆合わせまして、324,722平方メートルです。契約の種類は使用貸借で価格は発生しません。契約期間は、平成30年12月25日から平成41年11月30日までの10年間です。経営の内容は、記載のとおりであります。権利の設定の理由としましては、貸主は、農業者年金基金法に定める経営移譲及び経営継承を行うため、息子と使用貸借を締結する。借主は、上記理由により、申請地を借り受けるものであります。

議案書32ページをご覧ください。番号45番、貸主は、千才町に住所を有する方、借主は、千才町に住所を有する方です。土地の表示は記載のとおりであります。地目は、現況畑及び牧場、面積は、27筆合わせまして、475,177.70平方メートルです。契約の種類は使用貸借で価格は発生しません。契約期間は、平成30年12月25日から平成41年11月30日までの10年間です。経営の内容は、記載のとおりであります。権利の設定の理由としましては、貸主は、農業者年金基金法に定める経営移譲及び経営継承を行うため、息子と使用貸借を締結する。借主は、上記理由により、申請地を借り受けるものであります。

なお、本件につきましては、農地法第3条第2項の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件などの不許可条項に該当しておらず、許可要件の全てを満たしていると考えております。議案書42ページから55ページに3条番号29から42までの位置図を、議案書59ページから67ページに3条番号44及び45の位置図を添付しておりますのでご覧いただき、ご審議のほどよろしくお願いたします。以上でございます。

○小川議長 ただいまの説明に関連して、番号29番から34番について、地区担当委員の木南委員より現地調査報告並びに補足説明をお願いいたします。

○木南委員 番号29番から34番につきましては、只今事務局の説明のとおり、法人設立のため賃貸借を締結する内容であり、12月10日現地を確認してまいりました。農地法第3条第2項の許可をしない要件に該当しておらず、許可の要件は全て満たしていることを報告します。以上です。

○小川議長 ありがとうございます。次に、番号35番から37番、及び44番について、地区担当委員の石森委員より現地調査報告並びに補足説明をお願いいたします。

○石森委員 番号35番から37番及び44番につきましては、只今事務局の説明のとおり、農業者年金基金法に定める経営移譲及び経営継承を受けるため新たに賃貸借及び使用貸借を締結する内容であり、12月5日現地を確認しましたところ、農地法第3条第2項の許可をしない要件に該当しておらず、許可の要件は全て満たしていることを報告いたします。以上です。

○小川議長 ありがとうございます。次に、番号38番から41番、及び45番について、地区担当委員の福田委員より現地調査報告並びに補足説明をお願いいたします。

○福田委員 番号38番から41番及び45番につきましては、只今事務局の説明のとおり、農

業者年金基金法に定める経営移譲及び経営継承を受けるため新たに賃貸借及び使用貸借を締結する内容であり、12月1日現地を確認したところ、農地法第3条第2項の許可をしない要件に該当しておらず、許可の要件は全て満たしていることを報告いたします。以上です。

○小川議長 ありがとうございます。次に、番号42番について、地区担当委員の廣富委員より現地調査報告並びに補足説明をお願いいたします。

○廣富委員 番号42番につきましては、只今事務局の説明のとおり、経営規模の拡大のため、賃貸人より農地を借り受ける内容であり、12月5日現地を確認したところ、農地法第3条第2項の許可をしない要件に該当しておらず、許可の要件は全て満たしていることを報告します。以上です。

○小川議長 ありがとうございます。ただいま説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 よろしいですか。それでは議案第2号の番号29番から42番、及び44番、45番を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第2号の番号29番から42番、及び44番、45番は、原案のとおり決定いたしました。

●日程第6 議案第3号 農業振興地域整備計画変更申請に係る意見書の提出について

○小川議長 次に日程第6、議案第3号「農業振興地域整備計画変更申請に係る意見書の提出について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

○河上主事 議案書68ページをご覧ください。議案第3号。農業振興地域整備計画変更申請に係る意見書の提出について。このことについて、浦幌町長より意見書の提出依頼があったので審議されたい。平成30年12月21日提出。浦幌町農業委員会会長。本案件は、農家後継者住宅の新築に伴う農業振興地域からの除外1件の内容です。

番号1番、農用地区域内から除外する土地の地番及び面積、地目、所有者、使用者については、議案に記載のとおりです。計画変更の目的につきましては、世帯が増え、既存の住宅では手狭なことから、既存の住宅に隣接した本地に、農家後継者の住宅を新築するためであります。選定用地につきましては、既存住宅及び施設に隣接しており、付近の土地、作物に被害を与えない最適地であるとして選定されたもので、おおむね24.5ヘクタールの集団性を有する農用地を含む農用地区域から595平方メートルを除外するもので、農用地の集団化については問題ありません。また、除外が原因で集団性を有する農用地の中央部に非農業的な用途の土地が混在する状態が発生することはないため、農作業の効率化など当該地の農業上の利用に支障を及ぼすおそれはないと認められます。なお、選定用地は周囲の土地改良施設用地と重複しておらず、土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれはないと認められ、国の直轄及び補助による土地改良事業、農用地開発事業などの受益地にもなっていません。以上により、選定用地は農業振興地域からの除外に係る要件を達成していると認められます。農地転用に関する許可基準からみた意見としましては、農地法第5条第2項ただし書きに該当するので適当である。地域の農業の振興に関する

地方公共団体の計画に従って行われる農地の転用です。議案書73ページから78ページに、位置図、計画変更部分図、配置図等を添付しておりますので、ご覧いただきご審議の程よろしくお願いたします。

なお、本農業振興地域からの除外については、異議がなければ、農地転用に関する許可基準からみた意見を付して、浦幌町農業振興地域整備計画の変更について異議はない旨、浦幌町長に意見書を提出します。農業委員会からの意見書が提出されてから十勝総合振興局との事前協議がなされ、25日間の計画変更案の縦覧告示、15日間の異議申し立て期間を経まして平成31年2月中旬に十勝総合振興局から協議回答をもらい農業振興地域整備計画の変更が告示され決定となります。変更決定の後、申請者から農地法第5条の転用許可申請が提出されますので、平成31年3月の農業委員会総会に農地法第5条の転用許可についておはかりする予定となります。

また、本件に関して意見照会とともに農業振興地域整備計画の変更に係る農地転用許可権者との事前協議が求められております。こちらにつきましても、先程説明しましたとおり、農地法第5条第2項ただし書きに該当するので適当であるとの判断をいただきましたら、許可相当と認める意見、協議書を提出することとなります。以上でございます。

○小川議長 説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 よろしいですか。それでは議案第3号を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第3号は、原案のとおり決定いたしました。

#### ●日程第7 議案第4号 農用地利用集積計画の作成の要請について

○小川議長 次に日程第7、議案第4号「農用地利用集積計画の作成の要請について」を議題といたします。本案件につきましては、売買1件の所有権移転案件と、賃貸借6件、使用貸借1件の利用権設定案件であります。所有権移転案件と利用権設定案件に分けて審議いたします。それでは、初めに所有権移転案件、番号22番について審議いたします。事務局より説明をお願いいたします。

○小川係長 議案書80ページをご覧ください。議案第4号。農用地利用集積計画の作成の要請について。農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定により、農業経営改善計画認定農業者を相手とする利用権設定等の利用関係を調整した結果、利用権等促進事業の実施が必要と認められるので、農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、下記農用地利用集積計画をもって町長に対し農用地利用集積計画の作成を要請することについて審議されたい。平成30年12月21日提出。浦幌町農業委員会会長。議案書81ページより、ご説明申し上げます。売買案件1件、賃貸借案件6件、使用貸借案件1件の内容であります。

番号22番。所有権の移転を受ける者は、万年に住所を有する方、所有権の移転をする者は、万年に住所を有する方です。所有権移転に係る土地の表示は、記載のとおりであります。面積は、12,309平方メートルです。利用目的は畑。成立する法律関係は、売買です。所有権移転の

時期は、平成30年12月25日。対価の支払期限は、平成31年1月25日。土地の引渡時期は、平成30年12月25日です。価格は記載のとおりであります。対価の支払方法は、口座振込です。議案書83ページに、番号22の位置図を添付しておりますのでご覧いただき、ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上でございます。

○小川議長 説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 よろしいですか。それでは議案第4号の番号22番を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第4号の番号22番は、原案のとおり決定いたしました。

次に利用権設定案件、番号23番から29番について審議いたします。事務局より説明をお願いいたします。

○小川係長 議案書81ページをご覧ください。番号23番。利用権の設定等を受ける者は、稲穂に住所を有する方、利用権の設定等をする者は、稲穂に住所を有する方です。利用権設定等に係る土地の表示は、記載のとおりであります。面積は、2筆合わせまして、61,277平方メートル、実耕作面積は、55,956平方メートルです。利用目的は畑。成立する法律関係は、賃貸借。利用権の時期は、平成30年12月25日から平成35年11月30日までの5年間。賃貸価格は、記載のとおりであります。対価の支払方法は、毎年11月30日まで口座振込です。

番号24番。利用権の設定等を受ける者は、稲穂に住所を有する方、利用権の設定等をする者は、稲穂に住所を有する方です。利用権設定等に係る土地の表示は、記載のとおりであります。面積は、4筆合わせまして、155,368平方メートル、実耕作面積は、147,798平方メートルです。利用目的は畑。成立する法律関係は賃貸借。利用権の時期は、平成30年12月25日から平成35年11月30日までの5年間。賃貸価格は、記載のとおりであります。対価の支払方法は、毎年11月30日まで口座振込です。

番号25番。利用権の設定等を受ける者は、稲穂に住所を有する方、利用権の設定等をする者は、稲穂に住所を有する方です。利用権設定等に係る土地の表示は、記載のとおりであります。面積は、4筆合わせまして、69,311平方メートル、実耕作面積は、58,500平方メートルです。利用目的は畑。成立する法律関係は賃貸借。利用権の時期は、平成30年12月25日から平成40年11月30日までの10年間。賃貸価格は、記載のとおりであります。対価の支払方法は、毎年11月30日まで口座振込です。

議案書82ページをご覧ください。番号26番。利用権の設定等を受ける者は、千才町に住所を有する方、利用権の設定等をする者は、帯広市に住所を有する方の相続人代表です。利用権設定等に係る土地の表示は、記載のとおりであります。面積は5筆合わせまして、83,866平方メートル、実耕作面積は、71,879平方メートルです。利用目的は畑。成立する法律関係は賃貸借。利用権の時期は、平成30年12月25日から平成35年11月30日までの5年間。賃貸価格は、記載のとおりであります。対価の支払方法は、毎年11月30日まで口座振込です。

番号27番。利用権の設定等を受ける者は、千才町に住所を有する方、利用権の設定等をする



者は、苫小牧市に住所を有する方です。利用権設定等に係る土地の表示は、記載のとおりであります。面積は2筆合わせまして、45, 121平方メートルです。利用目的は畑。成立する法律関係は賃貸借。利用権の時期は、平成30年12月25日から平成35年11月30日までの5年間。賃貸価格は、記載のとおりであります。対価の支払方法は毎年11月30日まで口座振込です。

番号28番。利用権の設定等を受ける者は、千才町に住所を有する方、利用権の設定等をする者は、厚内に住所を有する方です。利用権設定等に係る土地の表示は、記載のとおりであります。面積は4筆合わせまして、86, 733平方メートルです。利用目的は畑。成立する法律関係は賃貸借。利用権の時期は、平成30年12月25日から平成35年11月30日までの5年間。賃貸価格は、記載のとおりであります。対価の支払方法は、毎年11月30日まで口座振込です。

番号29番。利用権の設定等を受ける者は、万年に住所を有する方、利用権の設定等をする者は、宝町に住所を有する方です。利用権設定等に係る土地の表示は、記載のとおりであります。面積は、93, 200平方メートルです。利用目的は畑。成立する法律関係は使用貸借で価格は発生しません。利用権の時期は、平成30年12月25日から平成31年11月30日までの1年間です。議案書84ページから90ページに、番号23から29までの位置図を添付しておりますのでご覧いただき、ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上でございます。

○小川議長 説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 よろしいですか。それでは議案第4号の番号23番から29番を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第4号の番号23番から29番は、原案のとおり決定いたしました。以上で、本日附議された議案の審議は全て終了いたしました。この際、その他の案件について委員からご発言があれば挙手をお願いいたします。ありませんか。

(「ありません」の声あり)

#### ●閉会の宣告

○小川議長 それでは、以上をもちまして第17回浦幌町農業委員会総会を閉会いたします。お疲れ様でした。

午後3時25分閉会